

令和4年11月7日

PTA 会員 各位

北里中学校 PTA 会長 鈴木 隆行
北里中学校校長 松浦 恵美

小牧市立北里中学校 PTA 会則 一部改正について

晩秋の候、皆様方にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日ごろは北里中学校 PTA の活動推進のためご理解とご支援を賜り厚く感謝いたしております。

さて、現在 PTA 会則の一部改正を検討しております。本来なら、臨時に PTA 総会を開催し、この件についてご審議いただきたいところですが、コロナウイルス感染防止対策のため、以下のような手順を踏み、文書での審議とさせていただきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1 改正する条項

第8条	本会は、次の役職を置く
2	副会長 3名（内教師1名）
	↓
2	副会長 3名 <u>もしくは4名</u> （内教師1名）

2 改正の理由

令和5年度、北里中 PTA 会長が、小牧市 PTA 連絡協議会の PTA 副会長を、また、北里中 PTA 母親代表が、母親副委員長の役目を任されることとなります。さらに、令和6年度は、この2人が、2年続きで北里中の役職を続けるとともに、小牧市 PTA 連絡協議会会長、母親委員長を任されます。

このことを受けて、PTA 執行部としては、PTA 母親代表を2名体制で行いたいということで、PTA 会則を一部改正したいと考えています。

3 今後の予定

- ① 本紙を配布し、12月9日（個人懇談会最終日）までに意見をいただく。
- ② 2月4日（土）PTA 全委員会で、最終確認をする。

4 その他

PTA 会則 第8条の一部改正にあたり、何かご意見のある方は、12月9日（金）までに学校（73-3171）へご連絡ください。ご意見がない場合は、同意していただいたものと考えさせていただきますので、ご了承ください。よろしくお願いいたします。

小牧市立北里中学校PTA会則

第1条 本会は小牧市立北里中学校PTAと称し、事務局を北里中学校に置く。

第2条 本会は次の諸項を目的とする。

- 1 会員相互の親和と、教養を高め、民主的教育に対する理解を深める。
- 2 家庭、学校および社会における生徒の福祉増進をはかる。
- 3 家庭と学校が協力し、連絡を緊密にして生徒の心身の健全な発達をはかる。
- 4 地域における社会教育の振興に努めるとともに、望ましい教育環境の整備をはかる。

第3条 本会は非宗教的、非政治的で本会の目的に反するいかなる団体事業とも関係を持たず、教育の振興をはかる民主団体として活動する。

第4条 本会は他のPTAならびにその連合会と協力する。

第5条 本会は自主独立のものであって、他のいかなるものの支配、統制、干渉は受けない。

第6条 本会は生徒育成上の諸問題について討議し、学校教育を助けるために資料を提供するが、学校の管理や人事に干渉するものではない。

第7条 本会の会員は本校に在席する生徒の父母、またはこれにかわる者（保護者）本校に勤務する教師とする。

第8条 本会は、次の役員を置く。

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| 1 会 長 1名 | 2 副 会 長 3名もしくは4名(内教師1名) |
| 3 書 記 2名(内教師1名) | 4 会 計 2名(内教師1名) |

第9条 役員の任期は1年とする。但し再選をさまたげない。

第10条 役員は細則に基づき全委員会において選出し、総会の承認を得るものとする。

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は会務を総括し、本会運営の責任をおう。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。
- 3 書記は記録、通信事務の一切を司る。
- 4 会計は本会の会計を司り、監査を受け、決算報告をする。

第12条 本会は委員を置く。委員は細則に基づいて選出され、委員会を構成する。

第13条 会計監査委員は選考委員会で2名選出し、本会の会計監査をする。

第14条 本会の活動を遂行するために、次の専門部を設ける。専門部の構成任務は次のとおりとし、委員はいずれかの部に属し、活動する。

- 1 広報部は機関誌の発行等、広報活動をする。
- 2 研修部は会員の教養を高めるための活動をする。
- 3 厚生部は生徒及び会員の福祉厚生および家庭教育の充実に関する活動をする。
- 4 指導部は生徒指導及び交通安全等、生徒の健全育成に関する活動をする。

第15条 本会は運営するために総務部会を設ける。

- 1 総務部会は役員及び各部の部長及び特別委員会の委員長をもって構成する。